

内閣総理大臣 菅 直人 様
文部科学大臣 高木 義明 様
原子力経済被害担当大臣 海江田 万里 様
農林水産大臣 鹿野 道彦 様

原子力事故の賠償等に関する要望

栃木県内においては、この度の震災に伴う死者が4名、負傷者数が130名にのぼるほか、5万戸を超える住家被害が発生するなど、甚大な被害が生じている。

また、福島第一原子力発電所で発生した原子力事故については、栃木県内においても水道水の摂取制限及び農作物の出荷制限にとどまらず、観光業、農業等への風評被害など、経済産業活動にも深刻な影響をもたらしている。

このような中、原子力損害の賠償を円滑に進めるため、「原子力損害賠償審査会」が設置され、現在、損害賠償に係る指針について審議されているところであるが、原子力政策を進める上で、全ての国民に安全で安心な生活を提供することは、国の重大な責務であることから、今回の損害に対する賠償についても、東京電力(株)のみならず、国が全ての責任を持って賠償・補償することを前提に、下記について確実に対応するよう強く要望する。

記

- 1 賠償等に関する指針の策定に当たっては、原子力事故の収束が見えない中、現段階における損害のみで断定することなく、長期的な視点に立って起きた被害等についても確実に指針に盛り込むこと。
- 2 風評被害や精神的苦痛、雇用が確保できない等のコスト増を含む営業的損害等について、その被害を幅広くとらえ、賠償等の対象とすること。
- 3 被害者の速やかな救済及び広範な損害の十分な賠償等のため、指針は段階的に順次策定していくとともに、その時期を明確にすること。
- 4 栃木県内での被害について、事故発生県と区別することなく、同一の被害内容については、同一の基準により公平に賠償等を行うこと。
- 5 被害者や被害自治体の意見を十分に聞くとともに、その実情を正確に把握すること。
- 6 今回の原子力事故に伴い、地方公共団体が負担した一切の対策費用についても、賠償等の対象とし、責任を持って負担すること。
- 7 原子力事故による新たな被害が発生する可能性のある情報については、国民はもとより地方公共団体に対し、適正に情報提供すること。
- 8 上記項目の対応に当たっては、現行法の枠組みにとらわれることなく、法改正や特別法の制定等も視野に置きながら、被害者の実態に見合った十分な賠償等を行うこと。

平成23年5月31日

栃木県知事 福田 富一